

2 相続分

(1) 法定相続分と指定相続分



相続分の算定はどのようにするか

民法では、誰がどれだけの遺産を相続できるかについて、細かく定めているようですが、具体的な算定例をあげながら説明してください。



相続法務五六



民法の定める相続人になれる者の範囲と相続分は、次のとおりです。



① 配偶者と子が相続人の場合

配偶者 $\frac{1}{2}$

子 $\frac{1}{2}$

② 子がおらず、配偶者と直系尊属が

相続人の場合

配偶者 $\frac{3}{4}$

直系尊属 $\frac{1}{4}$

③ 子も直系尊属もおらず、配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者 $\frac{3}{4}$

兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$

④ 子も直系尊属も兄弟姉妹もおらず配偶者だけが相続人の場合

配偶者 全部

⑤ 子・直系尊属または兄弟姉妹が数人いるときは、1人あたりの相続分は均等

⑥ 父母の一方のみが同じ(半血)の兄弟姉妹の相続分は、父母の双方が同じ(全血)兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$

(注) 嫡出でない子の相続分は嫡出子の

½とされていましたが、最高裁平成25年9月4日決定により、この民法900条4号ただし書前段の規定は、憲法14条1項に違反するとされ、平成13年7月以降に相続が開始した事件のうち、未確定の事件については非嫡出子の相続分は嫡出子と同じとして扱われることとなり、さらに、平成25年12月の民法改正（民法900条の改正）により、平成25年9月5日以後に開始した相続については、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同等として扱われることになりました。

配偶者の相続権

配偶者に相続権が認められるのは、離婚の場合の財産分与と同様、生存配偶者が遺産の取得や維持に貢献していることが多く、したがって潜在的持分を有すると考えられますから、相続に際しこれを清算すべきであり、生存配偶者の生活への配慮からと考えられています。

このように、配偶者に相続権が認められる根拠が血族に相続権の認められる根拠と異なることから、それを別系統のものとして扱い、相続分の指定(後掲設問「法定相続分と指定相続分はどちらが優先するか」を参照してください。)や遺留分減殺の場合に別扱いすべきであるとする見解があり、「配偶

者別格の原則」といわれます。

配偶者の相続分が前記のようになったのは、昭和56年1月1日以降に開始する相続からで、それ以前の相続については、

①の場合：

配偶者	⅓
子	⅔

②の場合：

配偶者	⅓
直系尊属	⅓

③の場合：

配偶者	⅔
兄弟姉妹	⅓

とされてきました。平均寿命が長くなったこと・子の減少・核家族化の進行による残された配偶者の生活への配慮、そして遺産の形成と維持についての配偶者の貢献度に対する社会的評価の高まりなどの影響を受けて法改正が行われ、配偶者の相続分が増やされたのです。

相続法務五六



配偶者の相続分
が増やされた理由

一七六

配偶者は、入籍されていて相続開始時に生存している者だけをいい、相続開始前に離婚していた場合や内縁関係にあった者や愛人には、相続権はありません。ただし、居住用の建物の借家人に相続人がいない場合や労災保険の遺族補償年金の受給権など社会立法上の権利の多くについては、内縁関係にあった者は、配偶者と同じ扱いを受けます。



養子の相続権

養子は、縁組の日から養親の嫡出子としての身分を取得しますので、実子の相続分と同じです。また、養子と縁組前の実方の親族関係はそのまま継続するので、実方の相続についても、縁組により影響を受けません。配偶者の連れ子は、他方配偶者と養子縁組をしない限り、相続権はありません。

特別養子の相続権

赤ちゃん斡旋事件が契機になって、昭和62年の法改正により、特別養子の制度ができました。特別養子の場合は、縁組によって実方の父母およびその血族との親族関係は終了するとされていますので、実方の相続人にはなりません。

胎児の相続権

相続開始時にまだ生まれていない胎児にも、相続権があります。

判例と多数説は、胎児は、相続開始後生きて生まれてきたときはじめて相続開始時まで遡って生まれていたものと擬制されるのであって、生まれる前から相続する資格をもつわけではない、としています。したがって、胎児が生まれる前に母親をその法定代理人として遺産分割することはできず、胎児が生まれるまで待たなければならないこととなります。

人工授精子の相続権

人工授精で生まれた子は、夫の精液で人工授精された場合と、そうでない場合があります。

(1) 夫の精液で人工授精された場合

は、嫡出子ですから、相続権については何も問題はありません。

(2) 夫以外の男子の精液で人工授精された場合は、父親と血縁関係がないので相続権有無の問題が生じ、学説が分かれています。妻が夫の承諾をえないで人工授精が行われた場合は、夫は親子関係不存在の訴えを提起して相続権を否定することができるが、夫が承諾した場合は、嫡出子である（ただし、民法772条の嫡出推定を受けない。）とする見解が有力なようです。

死後認知によらず親子関係存在が確認された非嫡出子の相続権

死後認知によらず親子関係存在が確認された非嫡出子には、相続権はありません。

父または母の死亡後3年以内であれ

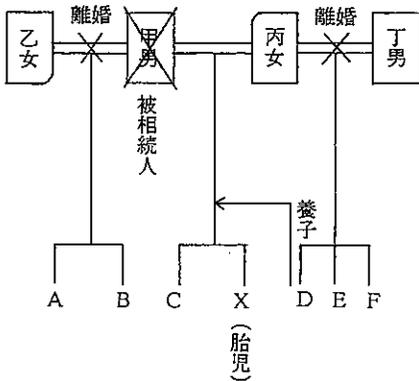
ば、子（その直系卑属と法定代理人を含みます。）は認知の訴えを起こすことができますが、この期間を過ぎても、検察官を被告として親子関係存在確認の訴えの提起が認められる場合があります。しかし、この場合に相続権を認めると、認知訴訟の提起可能期間を父または母の死亡後3年以内に限定した規定が無意味になってしまうからです。



相続法務五六

〔設例1〕

双方が子連れ再婚の場合



一七八

相続人：配偶者，A，B，C，D，X

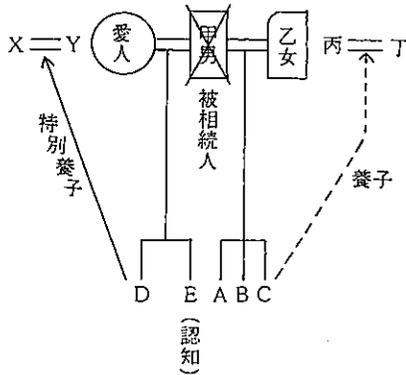
相続分：

配偶者 $\frac{1}{2}$

子 $(1 - \frac{1}{2}) \times \frac{1}{5} = \frac{1}{10}$

〔設例2〕

嫡出子と非嫡出子がある場合



相続人：配偶者，嫡出子（A，B，C）

非嫡出子（E）〔特別養子Dは相続人にならない〕

相続分：

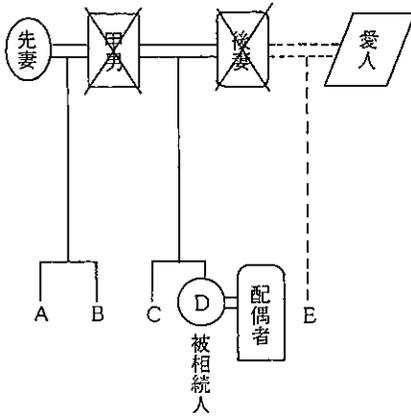
配偶者 $\frac{1}{2}$

嫡出子，非嫡出子 $(1 - \frac{1}{2}) \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$

（注） 最高裁平成25年9月4日決定により、民法900条4号ただし書前段の規定は、憲法14条1項に違反するとされ、平成13年7月以降に相続が開始した事件のうち、未確定の事件については非嫡出子の相続分は嫡出子と同じとして扱われます。また、平成25年12月の民法改正（平成25年法律94号）により、平成25年9月5日以後に開始した相続については非嫡出子の相続分は嫡出子と同じとして扱われます。

〔設例3〕

半血の兄弟姉妹がある場合



相続人：配偶者、全血兄弟姉妹（C）、半血兄弟姉妹（A、B、E）

相続分：

配偶者	$\frac{3}{4}$
全血兄弟姉妹	$(1 - \frac{3}{4}) \times \frac{2}{5} = \frac{1}{10}$
半血兄弟姉妹	$(1 - \frac{3}{4}) \times \frac{1}{5} = \frac{1}{20}$

＜参考となる法令など＞

- 民787条、809条、817条の2、817条の3、817条の4、817条の5、817条の6、817条の7、817条の8、817条の9、817条の10、817条の11、886条、900条
- 借地借家7条
- 労災16条の2
- 最判昭45・7・15民集24・7・861
- 最決平25・9・4金法1978・37

（田中嘉之、服部 優）

相続法務五六